

# 子育て応援の匠派遣事業実施要綱

## 1 趣旨

核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化等によって、家庭や地域の子育て機能が弱体化し、子育て家庭に係る負担感が増大している。

このため、地域や職場で子育て支援に積極的に取り組んでいる団体や企業、地域住民の活動を支援し、地域の総合的な子育て力の向上を図るために本事業を実施する。

## 2 実施主体

徳島県

## 3 対象事業及び事業内容

子育て応援の匠派遣事業

### (1) 目的

地域の子育て支援に取り組む団体や企業等に、子育て支援の専門家、実践活動家である「子育て応援の匠」を派遣し、相談・助言・講演等の支援活動を行うことにより、地域の総合的な子育て力を高める。

### (2) 派遣対象団体等

① NPO法人、子育てサークル、その他国、県、市町村以外の者が運営する子育て支援団体等（以下「子育て支援団体」という。）

② 県内に拠点を置く企業等（以下「企業等」という。）

### (3) 派遣対象事業

子育て支援団体や企業等（以下「団体等」という。）が、従業員、ボランティア、サークルメンバー等の資質向上や育児に係る問題の解決、地域の子育て支援等を目的として実施する相談、研修事業等

ただし、団体等が、他の補助金等を受けて実施する事業は除く。

### (4) 子育て応援の匠の選任等

#### ① 選任

##### ア 県による選任

医師、保育士、看護師等の資格を有する専門家や子育て支援関係の実践活動家で、県が適当と認める者

##### イ 市町村の推薦による選任

地域での子育て支援活動の実績が顕著で、市町村から推薦のあった者

#### ② 登録・周知

子育て応援の匠を選任したときは、「子育て応援の匠登録台帳」（別紙様式1）に氏名等の必要事項を登録し、これらを県ホームページに掲載する。

#### ③ 任期

子育て応援の匠の任期は、登録を行った日以降の翌年度末までとする。

(5) 子育て応援の匠の派遣手続き等

① 申請

子育て応援の匠の派遣を希望する子育て支援団体や企業等は、原則として、派遣を希望する日の1か月前までに、次の書類を添えて、「子育て応援の匠派遣申請書」(別紙様式2)を県に提出するものとする。

(添付書類)

- ・団体等の規約又はこれに準じるもの
- ・その他県が必要と認めるもの

② 派遣の決定及び通知

県は、申請書の内容を審査し、子育て応援の匠と協議を行った上で、派遣が適当と認められるときは、「子育て応援の匠派遣決定書」(別紙様式3)により、速やかに申請者に通知するものとする。

③ 事前協議

派遣の決定通知を受けた団体等は、子育て応援の匠と事前に協議を行うなど、事業の円滑な実施のために必要な配慮を行うものとする。

④ 事業の変更又は中止

派遣の決定通知を受けた団体等が、やむを得ない理由により事業を変更又は中止するときは、「子育て応援の匠 事業変更(中止)届」(別紙様式5)により、速やかに県に届け出るものとする。

⑤ 実績報告

子育て応援の匠の派遣を受けた団体等は、派遣を受けた日から10日以内に「子育て応援の匠派遣事業実績報告書」(別紙様式4)により県に対して実績報告を行うものとする。

⑥ 派遣回数

団体等への子育て応援の匠の派遣回数は、年間3回を限度とする。

なお、子育て応援の匠の団体等での活動時間は、4時間以内とする。

(6) 市町村事業における子育て応援の匠の活用

市町村が子育て応援の匠を活用し、地域の子育て支援活動を促進するための事業を行う場合の必要事項については、別に定める。

4 費用

県は次の経費を負担する。

子育て応援の匠の派遣に要する経費(1回当たり6,000円)

ただし、3の(6)の事業は除く。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

※参考

■団体の規約（次のような内容を定めたもの）

（会の名称）

（会の目的）

（活動内容）

（役員・組織）

（会員名簿）